

共同学校事務室体制の推進に向けて

(静東教育事務所 総務課)

1 推進の考え方

(1) 室間の業務内容の平準化（県教委指針）

- ・本年度から県内全市町が共同学校事務室を設置、管内では20市町に20室（沼津市・富士市は各2、東伊豆町・河津町及び松崎町・西伊豆町は兼務協定により各1）。
- ・平成30年度はモデル地区2市町による設置試行、平成31年度から15市町が設置し、本格的に始動して一年を経過・・・室立ち上げ期では、業務の共同処理は各市町の実情に応じ弾力的に運用するとされていた。
- ・平成31年10月以降、三手当の室長専決導入をきっかけに、地区（室）間の運営や業務内容等に対する考え方の相違（格差）が明らかとなり、年度末人事異動に伴う事務職員の不安解消、円滑な室業務運営への影響を考慮し、一定の調整や認識共有を図る必要が生じてきた。

→ 室組織体制の整備状況が見える化し、支援内容を把握するとともに、情報交流の場づくりを図る。

→ 室間協働と広域連携の必要性を共有し、協調性をもった共同学校事務室体制の推進と共通課題への解決支援にあたる。

(2) キャリアプラン案（義務教育課）の推進と具現化

- ・学校事務参事職の機能を活用（所内事業、県義務教育課主催の参事会議等への反映）。

→ 室長のマネジメント業務の拡充（人事評価制度への関わり（室員に対する評価補助者））等

→ 室長（又は学校事務職員）研修の在り方検証と体制充実（研究団体との協働等）

(3) 共同学校事務室における運営の「質」向上

- ・全市町に共同学校事務室設置を第一ステージととらえ、次のステップ（職務の変化→業務の変化に対応した取組実践）に向けて、室長等とともに協議。

→ 共同学校事務室は、学校運営を支援するための行政組織であること（学校の働き方改革推進業務を含む）を再確認する。

→ 「市町立小中学校事務職員の標準的職務の改正について」の共通理解を促進する。

（令和2年1月15日付け教義第791号県教育長通知）

～ “学校内外における事務職員の役割が変容”、“事務職員の必須職務として、学校全体の事務を経営的視点に立って総括すること” から改正した旨任命権者が明示。

～ 標準的職務一覧表にある「学校経営」「教育活動」「学校労務」の全区分の内容は、学校及び共同学校事務室における職務を示す。

～ 一覧表の（注）には、「共同学校事務室を活用して、各学校の学校経営、教育活動の支援強化を図る」「共同学校事務室において、各学校の共通業務を集中処理する」と追記されている。

2 各共同学校事務室の組織運営に係る規定の制定状況 《別記一覧を参照（添付略）》